

医療分野研究開発推進計画

(令和 2 年 3 月 27 日健康・医療戦略推進本部決定) (抄)

(2) インハウス研究開発

(◎戦略室、文、厚、経)

関係府省が所管するインハウス研究機関が行っている医療分野のインハウス研究開発については、推進本部の事務局、関係府省、インハウス研究機関及び AMED の間で情報共有・連携を恒常的に確保できる仕組みを構築するとともに、推進本部の有識者会議や AMED 等の有識者の意見を伺いつつ、インハウス研究機関との連携の下、研究開発の進捗状況の把握や資源配分の方向性の取りまとめなど、一元的な予算配分要求調整を推進本部において実施する。

この枠組みを用いて、医療分野のインハウス研究開発の今後の方向性について、各機関の特性を踏まえつつ、以下のような点をはじめとして検討し、2020 年度中に取りまとめる。

- ・各インハウス研究機関が今後重点的に取り組む医療分野の研究開発のテーマ、研究課題の設定方法
- ・各インハウス研究機関における医療分野の研究開発の評価の在り方
- ・AMED とインハウス研究開発機関の連携や役割分担の在り方。例えば、
 - －インハウス研究開発の成果の AMED が支援する研究開発での活用
 - －AMED が支援する研究開発に資する基盤的な研究開発をインハウス研究機関で推進